

平成28年度 第1回

村上市国民健康保険運営協議会

議 案 書

平成28年5月19日

会場 村上市役所5階 第4会議室

平成28年度 第1回村上市国民健康保険運営協議会  
会 議 次 第

日 時 平成28年5月19日(木)  
午前10時から  
会 場 村上市役所5階 第4会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 挨拶
- 4 出席委員数の報告
- 5 委員及び職員紹介 ……資料1
- 6 事務局説明  
・運営協議会に関する審議事項等 ……資料2
- 7 会議録署名委員の指名
- 8 議事
  - (1) 会長の選出 \_\_\_\_\_
  - (2) 職務代理者の選出 \_\_\_\_\_
  - (3) その他
- 9 報告
  - (1) 国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定(専決) ……資料3
  - (2) 平成27年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(専決)  
……………資料4
  - (3) その他
- 10 その他

次回協議会の開催予定日は、8月25日(木)10時からです。また、8月10日(火)に国保運協委員研修会(朱鷺メッセ)が予定されています。詳細が決まり次第ご案内いたします。

## 村上市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成28年5月1日現在

委員の区分	委員の氏名	役職・推薦母体	備考（住所・電話）
国保条例第2条1号 被保険者代表	さとう かず ひさ 佐藤 和久	村上地域区長会（野潟区長）	
	うちやま あき よし 内山 秋善	神林地地区長会（志田平区長）	新
	ふじい しんいち 藤井 伸一	山北地域区長会（府屋本町区長）	新
国保条例第2条2号 保険医・保険薬剤師代表	いが よし ろう 伊賀 芳朗	いが医院 （村上市岩船郡医師会副会長）	
	まえかわ たか し 前川 隆志	前川歯科クリニック （村上市岩船郡歯科医師会理事）	
	さかい あき ひろ 坂井 明弘	南町薬局 （村上市岩船郡薬剤師会会長）	新
国保条例第2条3号 公益代表	たかむら ゆき お 高村 行雄	村上市社会福祉協議会副会長	新
	さとう まこと 佐藤 忠	村上支部老人クラブ連合会会長	
	すが わら じつ お 菅原 実雄	村上市民生委員児童委員協議会 連合会副会長	
国保条例第2条4号被用者 保険代表	さいとう のぶ ただ 齋藤 敦匡	全国健康保険協会新潟支部業務部長	
	いがらし たけし 五十嵐 剛	国土交通省共済組合第九管区海上保 安本部支部総務部厚生課共済係長	
	はせべ ぜんいち 長谷部 善一	新興プランテック・ニイガタ 健康保険組合常務理事	

(順不同・敬称略) [◎会長 ○職務代理者]

## 村上市国民健康保険運営協議会事務局名簿

No.	所属	職名	氏名	備考
1	保健医療課	課長	菅原 順子	
2	税務課	課長	建部 昌文	
3	保健医療課 国保室	課長補佐	信田 和子	国保室長
4	保健医療課 健康支援室	課長補佐	佐藤 るり子	健康支援室長
5	保健医療課 国保室	係長	東 敏之	
6	税務課 保険税係	係長	瀬賀 由香	
7	保健医療課 国保室	主任	勝見 悠	

**【関係法令抜粋】****国民健康保険法**

(国民健康保険運営協議会)

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

**国民健康保険法施行令**

(国民健康保険運営協議会の組織)

第 3 条 国民健康保険運営協議会（第 5 条第 1 項及び附則第 1 条の 2 において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

**村上市国民健康保険条例**

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第 2 条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 人
- (3) 公益を代表する委員 3 人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3 人

(委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 村上市国民健康保険運営協議会規則

平成 20 年規則第 105 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、村上市国民健康保険条例(平成 20 年村上市条例第 157 号)第 3 条の規定に基づき、村上市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会に付議すべき事件は、会長があらかじめ委員に通知する。ただし、緊急やむを得ない理由のあるときは、この限りでない。

(会議)

第 3 条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは会長が決定する。

(書記)

第 4 条 協議会に書記を置き、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(会議録)

第 5 条 会長は、書記に会議録を作成させなければならない。

2 会議録は、議事の内容のほかに、会長が必要と認めた事項を記載し、あらかじめ定めた委員が署名しなければならない。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## (1) 国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定（専決）について

## 【改正理由】

地方税法の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）の公布（平成28年3月31日）に伴うもの。

## 【改正内容】

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を54万円（現行52万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円（現行17万円）に引き上げる。（地方税法施行令の改正）
- (2) 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を26万5,000円（現行26万円）に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を48万円（現行47万円）に引き上げる。（地方税法施行令の改正）

「別 記」

平成28年村上市条例第 号

村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

村上市国民健康保険税条例（平成20年村上市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第11条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の村上市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

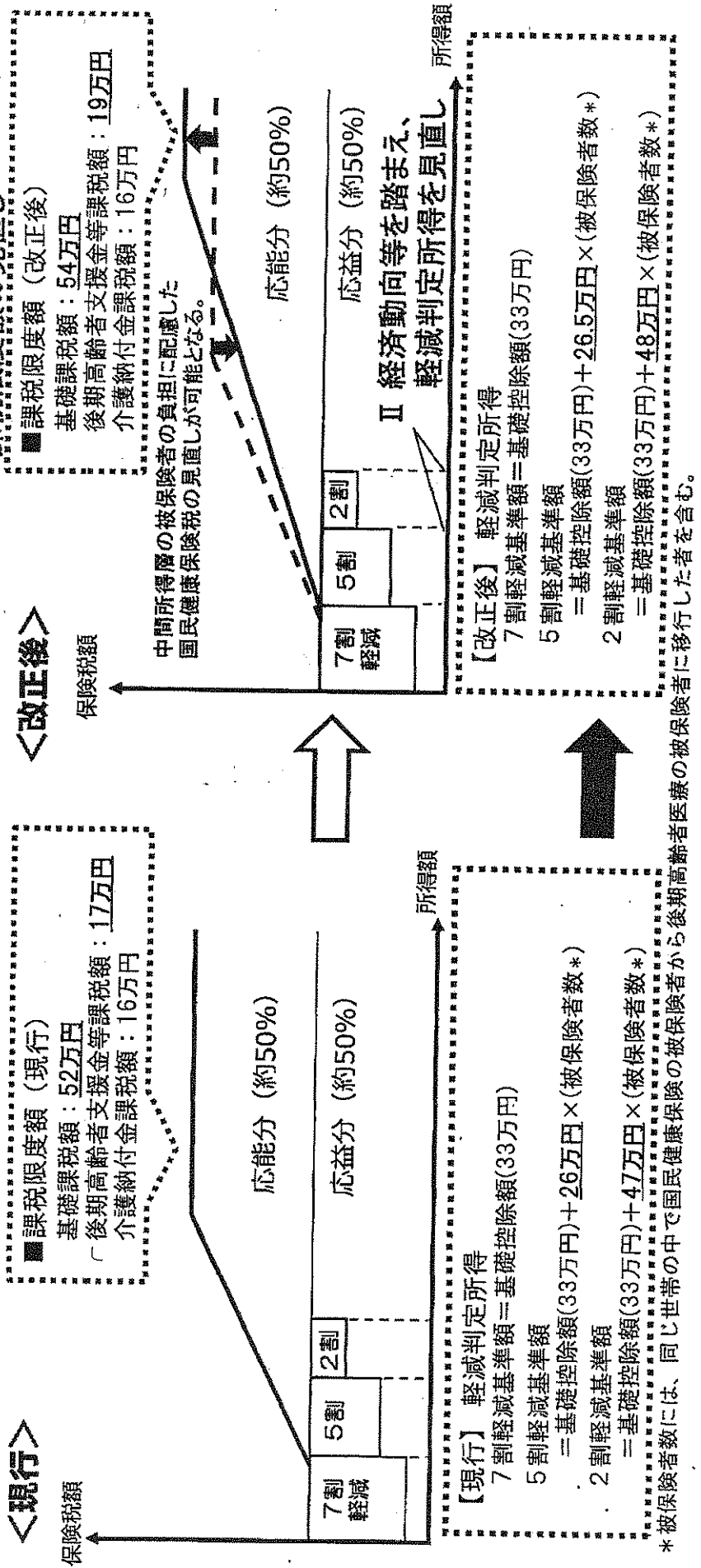
(国民健康保険税)

## 1. 大綱の概要

国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を54万円（現行52万円）に引き上げる。
  - ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円（現行17万円）に引き上げる。
- また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を26.5万円（現行26万円）に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を48万円（現行47万円）に引き上げる。

## 2. 制度の内容





## 平成27年度 国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(案)について

## 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1 国民健康保険税		千円 1,300,909	千円 △ 19,292	千円 1,281,617	
	1 国民健康保険税	1,300,909	△ 19,292	1,281,617	一般分△14,230、退職分△5,062
4 国庫支出金		1,694,602	16,901	1,711,503	
	1 国庫負担金	1,175,666	△ 5,441	1,170,225	高額医療費共同事業負担金△5,441
	2 国庫補助金	518,936	22,342	541,278	普通調整交付金2,360、特別調整交付金19,982
7 県支出金		368,384	△ 5,441	362,943	
	1 県負担金	51,098	△ 5,441	45,657	高額医療費共同事業負担金△5,441
	2 県補助金	317,286	0	317,286	
9 共同事業交付金		1,761,708	△ 13,968	1,747,740	
	1 共同事業交付金	1,761,708	△ 13,968	1,747,740	高額医療費共同事業交付金△13,968
歳入合計(歳入全体の合計)		8,185,000	△ 21,800	8,163,200	

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
2 保険給付費		千円 5,046,358	千円 0	千円 5,046,358	
	1 療養諸費	4,413,380	0	4,413,380	特定財源(国庫支出金22,342)
7 共同事業拠出金		1,696,621	△ 21,768	1,674,853	
	1 共同事業拠出金	1,696,621	△ 21,768	1,674,853	高額医療費拠出金△21,768
12 予備費		10,017	△ 32	9,985	
	1 予備費	10,017	△ 32	9,985	
歳出合計(歳出全体の合計)		8,185,000	△ 21,800	8,163,200	

※合計には、今回補正していない数値を含んでいます。

# 参考資料

平成 28 年 5 月 19 日  
村上市国民健康保険運営協議会

## 平成28年度 国民健康保険特別会計の概要（1）

### 【予算額】

●28年度 7,837,000 千円 ●27年度 7,991,000 千円 ●増減額 △ 154,000 千円

### 【予算の概要】

国保税の増収が見込めない中、加入者の高齢化、高度医療の進展などにより、1人当たり医療費は増加傾向にあるため、財政運営は大変厳しい状況にあります。

財政運営においては、国保税及び国県補助金等の歳入確保に努めるとともに、データヘルス計画に基づき、特定保健指導事業、ジェネリック医薬品の利用促進、医療費分析による重症化予防事業を行うなど、保健事業の充実により医療費の適正化を図ります。

なお、不足する財源については給付準備基金を活用し、国保税率は据え置きます。

### 【主な事業】 ★は新規事業

#### ○特定健診・特定保健指導事業

生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健診・特定保健指導事業を実施。

#### ○人間ドック健診事業

疾病の予防、早期発見及び早期治療を目的として、人間ドック健診を健診機関に委託実施する。

#### ○湯っくり・湯ったり事業

身体機能回復、健康増進を目的に温泉入浴助成事業を各事業者に委託実施する。

#### ○医療費分析・重症化予防事業 ★

レセプトや健診情報等のデータ分析により、治療中断者や健診異常値の放置者に対して医療機関への受診勧奨を行うなど、重症化予防事業を実施。

#### ○保健指導事業

生活習慣病予備群等を対象に発症予防のための教室を実施。

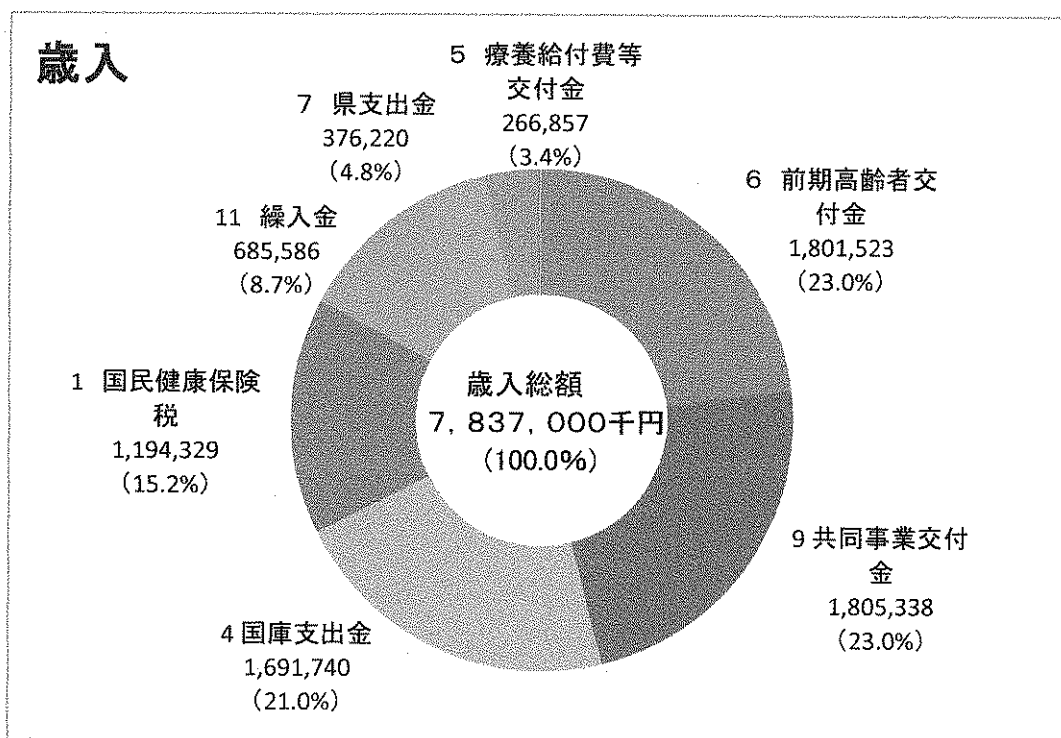
#### ○インフルエンザ予防接種助成

高校生までの子どもに対してインフルエンザ予防接種助成を行い、罹患及び重症化の予防を行う。

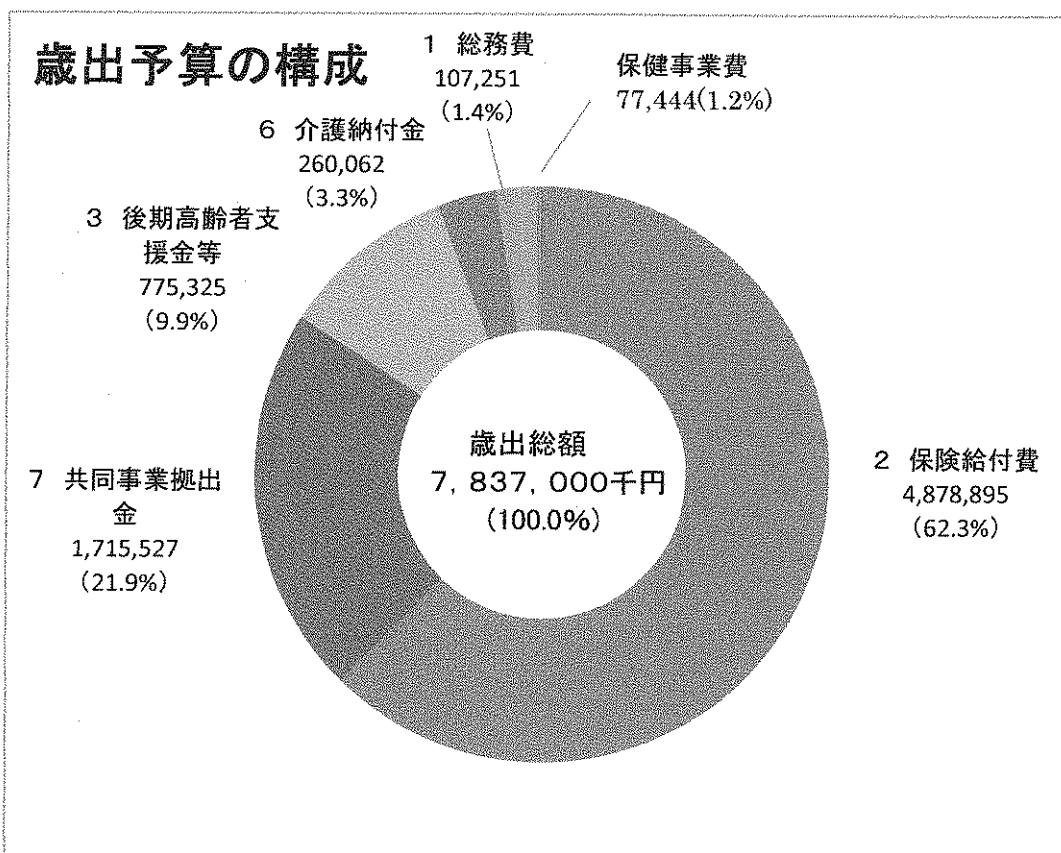
#### ○医療費及びジェネリック医薬品差額通知

医療費及びジェネリック医薬品差額のお知らせを発送し、ジェネリック医薬品の利用促進と医療費節減を図る。

## 平成28年度 国民健康保険特別会計の概要(2)



- 1 予算総額 前年度比△154,000千円(△1.9%)
- 2 前期高齢者交付金が、前前年度(26年度)精算の影響で減少している。
- 3 交付金の減少等により基金からの繰入金が増加 181,236千円(+45,625千円 +33.6)



- 1 保険給付費が全体の約6割を占める。
- 2 保険給付費、共同事業拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金で全体の97%の支出となる。

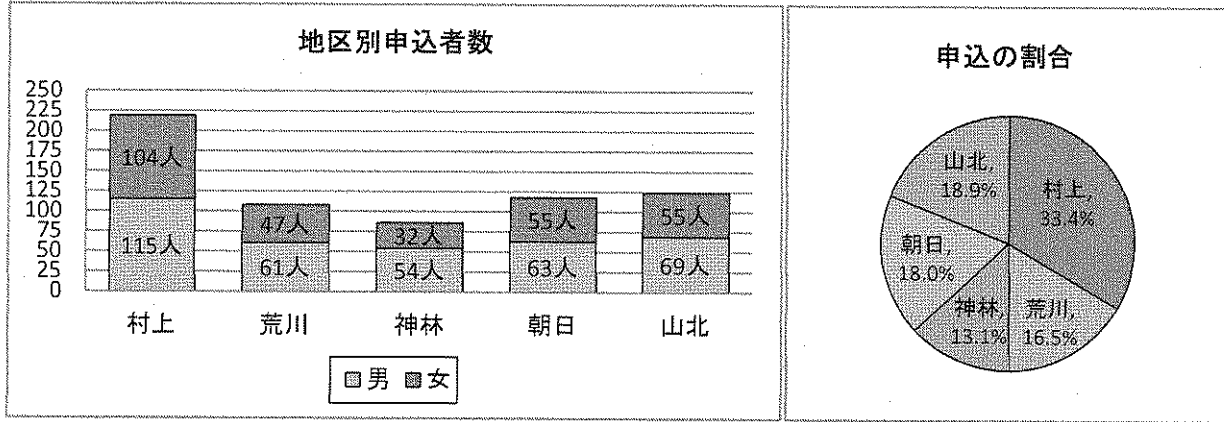
# 平成28年度 村上市国民健康保険人間ドック健診費用助成 申込状況集計(平成28年4月1日現在)

作成：平成28年5月9日

【地区別申込者数】

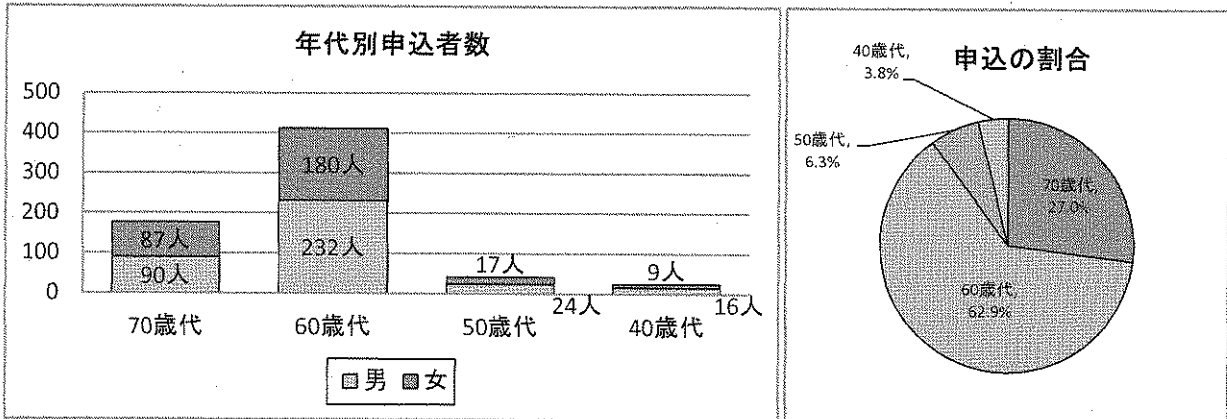
	村上	荒川	神林	朝日	山北	計	%
男	115	61	54	63	69	362	55.27
女	104	47	32	55	55	293	44.73
計	219	108	86	118	124	655	100.00

※前年度同時期における申込者数は599人であり、約9%増となっている。



【年代別申込者数】

	70歳代	60歳代	50歳代	40歳代	計	%
男	80	211	14	9	314	47.15
女	81	240	17	14	352	52.85
計	161	451	31	23	666	100.00



【健診機関別申込者数】

	01村上	02坂町	03山北	04下越	05医学	06川岸	07プラ	08保健	09健康	10協立	11荘内	12宮原	13斎藤	14荘健	15済生	計
村上	116	8	7	7	5	15	25	0	32	0	0	0	0	0	4	219
荒川	41	10	1	14	7	8	9	1	16	0	0	0	0	0	1	108
神林	54	10	0	4	1	3	7	1	6	0	0	0	0	0	0	86
朝日	77	1	5	5	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	2	118
山北	42	3	34	13	2	10	7	0	3	0	4	3	0	2	1	124
計	330	32	47	43	15	36	48	2	85	0	4	3	0	2	8	655
%	50.38	4.89	7.18	6.56	2.29	5.50	7.32	0.31	12.97	0.00	0.61	0.46	0.00	0.31	1.22	100.00

01村上: 厚生連村上総合病院 02坂町: 県立坂町病院 03山北: 山北徳洲会病院 04下越: 下越総合健康開発センター 05医学: 健康医学予防協会  
06川岸: 労働衛生医学協会(新潟健康増進センター) 07プラ: 労働衛生医学協会(プラカ健康増進センター) 08保健: 保健衛生センター  
09健康: 健康管理協会 10協立: 鶴岡協立病院 11荘内: 荘内病院 12宮原: 宮原病院 13斎藤: 斎藤胃腸クリニック 14荘健: 荘内地区健康管理センター  
15済生会新潟第二病院(平成28年度新規)

